

放射線医療機器包括保守点検業務個別仕様書

	装 置	型 式	メー カー
1	マルチスライスCT装置	SOMATOM Definition Flash	シーメンスヘルスケア
2	マルチスライスCT装置	SOMATOM Perspective	シーメンスヘルスケア
3	1.5T 磁気共鳴断層撮影装置	MAGNETOM Aera	シーメンスヘルスケア
4	シングルプレーン頭腹部血管撮影装置	Artis zee FA PURE	シーメンスヘルスケア
5	CT用造影剤注入装置	デュアルショットGX天井懸垂装置付	根本杏林堂
	CT用造影剤注入装置	デュアルショットGX7天井懸垂装置付	根本杏林堂
	MR用造影剤注入装置	ソニックショット7	根本杏林堂
	ANGIO用造影剤注入装置	PRESS Duo	根本杏林堂
6	フラットディテクタ搭載X線TV装置	LUMINOS Session	シーメンスヘルスケア
7	X線テレビ装置	SONIALVISION G4	島津製作所
8	フラットパネル	AeroDR	コニカミノルタジャパン
9	一般撮影システム（75番撮影室）	KXO-50S/DST-1000(1台)/BS-02A	キヤノンメディカルシステムズ
	一般撮影システム（76番撮影室）	MRAD-A80S/BS-02A/EBT-100A	キヤノンメディカルシステムズ
10	乳房用デジタルX線撮影装置	Senographe Pristina(2D)	GEヘルスケアジャパン
11	ガンマカメラ装置	NM830	GEヘルスケアジャパン
	核医学ワークステーション	Xeleris	GEヘルスケアジャパン

①機器名称	1.マルチスライスCT装置(シーメンスヘルスケア)		
②対象装置	① マルチスライスCT装置	SOMATOM Definition Flash	1式
③点検回数	①年2回 (点検予定月：8月、2月)		
④契約内容	<p>«管球込フルメンテナンス»</p> <p>【対象メンテナンス業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期点検 ・オンコール作業費 ・交換部品：消耗品を含まない部品費用は無償 但し、消耗品はUPSバッテリー、マットレス、クッション、固定ベルトは含む ※交換について：装置購入時に納入したもので、シーメンスが交換必要と判断した場合 ・リモート診断サービス ・24時間サービス ・リモート・アプリケーションサービス ・Evolveサービス ・チラー(エコプラ/フルメンテ) ・syngo via 点検 (年1回) ・X線管交換費 <p>【作業時間帯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期点検 (指定平日) 9:00~18:00 ※指定平日：土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(毎年12月29日から1月4日ならびに5月1日)を除く平日 ・修理作業受付 (指定平日、その他の日) 0:00~24:00 ※指定平日：土曜日、日曜日、祝日及び年末年始 (毎年12月31日から1月3日) を除く平日 <p>【契約外】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記作業時間以外の作業 ・アプリケーション派遣費用、消耗品、シーメンス製以外の付属品 ・syngo.via保守(H/Wサポート終了) <p>【契約条件】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 受託者は、本契約期間中に、物価水準の上昇（ヘリウム等資源、原材料、部品価格、輸送コストの高騰、為替相場の急激な変動を含む）により保守料金が不適当となったときは、委託者に事前に書面で通知のうえ協議し覚書を交し委託者受託者が同意したときに限り、保守料金を変更できる。 2 委託者は、相当の理由がある場合、1か月前までに受託者への予告通知をもって本契約を解約できる。 この場合、委託者は解約日までの保守料金、および解約金として契約残存期間を月割り(1か月未満は1か月に切り上げる)で計算した保守料金の10%に相当する金額を追加保守料金として受託者に支払う。但し、本装置更新のために、シーメンスより新たに装置を購入する場合、および保守業務の限界による解約の場合は、解約金の規定を適用しない。 3 保守対象装置の構成部品について製造元のサポートが終了した場合、後継部品への交換を行う場合がある。 この場合、後継部品の部品費用負担は保守業務対象区分一覧に定める通りとするが、本契約の内容に関わらず、後継部品への交換に伴い、当該後継部品にインストールされているソフトウェアのバージョンが変更となる場合は、当該ソフトウェア費用は本契約に含まれず、別途有償とする。 		

①機器名称	2. マルチスライスCT装置 (シーメンスヘルスケア)
②対象装置	SOMATOM Perspective 1式
③点検回数	年2回 (点検予定月：8月、2月)
④契約内容	<p>«管球込フルメンテナンス»</p> <p>【対象メンテナンス業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期点検 ・緊急修理(24時間サービス) ・交換部品 (X線管球、CT用ディテクタ含む。その他、以下の物品を含む) <ul style="list-style-type: none"> アクセサリ (患者テーブルマットレス、クッション、患者固定ベルト 購入時納入済みの製品に限る) UPS用バッテリー (製造元が定期交換部品に指定したものに限る) カーボンブラシ (製造元が定期交換部品に指定したものに限る) カーボンブラシ以外の定期交換部品 (製造元が定期交換部品に指定したものに限る) ・技術改良費 ・Quick Connect (専用電話) ・Guardian Basic ・アプリケーションプログラム (オンサイト・トレーニング：年1回4時間以内、アプリケア・プログラム) ・リモートサービス (通信費含む) ・Evolve <p>【作業時間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期点検 (指定平日) 9:00~18:00 ※指定平日：土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(毎年12月29日から1月4日ならびに5月1日)を除く平日 ・修理作業受付 (指定平日、その他の日) 0:00~24:00 ※指定平日：土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(毎年12月31日から1月3日)を除く平日 <p>【契約外】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記作業時間以外の作業 ・記録メディア等の消耗品 <p>【契約条件】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 受託者は、本契約期間中に、物価水準の上昇 (ヘリウム等資源、原材料、部品価格、輸送コストの高騰、為替相場の急激な変動を含む) により保守料金が不適当となったときは、委託者に事前に書面で通知のうえ協議し覚書を交し委託者受託者が同意したときに限り、保守料金を変更できる。 2 委託者は、相当の理由がある場合、1か月前までに受託者への予告通知をもって本契約を解約できる。 この場合、委託者は解約日までの保守料金、および解約金として契約残存期間を月割り(1か月未満は1か月に切り上げる)で計算した保守料金の10%に相当する金額を追加保守料金として受託者に支払う。但し、本装置更新のために、シーメンスより新たに装置を購入する場合、および保守業務の限界による解約の場合は、解約金の規定を適用しない。 3 保守対象装置の構成部品について製造元のサポートが終了した場合、後継部品への交換を行う場合がある。 この場合、後継部品の部品費用負担は保守業務対象区分一覧に定める通りとするが、本契約の内容に関わらず、後継部品への交換に伴い、当該後継部品にインストールされているソフトウェアのバージョンが変更となる場合は、当該ソフトウェア費用は本契約に含まれず、別途有償とする。
⑤備考	本保守は、2022年4月1日から2027年3月31日（5年間）までの上記「④契約内容」記載の保守プランの継続を条件とする。よって発注者（加賀市医療センター）が中途での解約あるいは他のプランへの変更を希望した際に解約金等が発生した場合は、発注者の負担とする。

①機器名称	3. 1.5T磁気共鳴断層撮影装置 (シーメンスヘルスケア)	
②対象装置	MAGNETOM Aera	1式
③点検回数	年4回 (点検予定月: 5月、8月、11月、2月)	
④契約内容	<p>«フルメンテナンス»</p> <p>【対象メンテナンス業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定期点検 ・ オンコール作業費 ・ 交換部品: 消耗品を含まない部品費用は無償 ・ マグネット本体 ・ リモート診断サービス ・ リモート・アプリケーションサービス ・ Evolveプログラム ・ チラー(ダイキン/フルメンテ) <p>【作業時間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定期点検 (指定平日) 9:00~18:00 ※指定平日: 土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(毎年12月29日から1月4日ならびに5月1日)を除く平日 ・ 修理作業受付 (指定平日、その他の日) 0:00~24:00 ※指定平日: 土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(毎年12月31日から1月3日)を除く平日 <p>【契約外】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記作業時間以外の作業 ・ アプリケーション派遣費用、消耗品、シーメンス社製以外の付属品 ・ クエンチ時、それ以外の時の液体ヘリウム等の冷媒 <p>【契約条件】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 受託者は、本契約期間中に、物価水準の上昇(ヘリウム等資源、原材料、部品価格、輸送コストの高騰、為替相場の急激な変動を含む)により保守料金が不適当となったときは、委託者に事前に書面で通知のうえ協議し覚書を交し委託者受託者が同意したときに限り、保守料金を変更できる。 2 委託者は、相当の理由がある場合、1か月前までに受託者への予告通知をもって本契約を解約できる。 この場合、委託者は解約日までの保守料金、および解約金として契約残存期間を月割り(1か月未満は1か月に切り上げる)で計算した保守料金の10%に相当する金額を追加保守料金として受託者に支払う。但し、本装置更新のために、シーメンスより新たに装置を購入する場合、および保守業務の限界による解約の場合は、解約金の規定を適用しない。 3 保守対象装置の構成部品について製造元のサポートが終了した場合、後継部品への交換を行う場合がある。 この場合、後継部品の部品費用負担は保守業務対象区分一覧に定める通りとするが、本契約の内容に関わらず、後継部品への交換に伴い、当該後継部品にインストールされているソフトウェアのバージョンが変更となる場合は、当該ソフトウェア費用は本契約に含まれず、別途有償とする。 	

①機器名称	4.シングルプレーン頭腹部血管撮影装置 (シーメンスヘルスケア)
②対象装置	Artis zee FA PURE 1式
③点検回数	年2回 (点検予定月:8月、2月)
④契約内容	<p>« フラットディテクタ込フルメンテナンス »</p> <p>【対象メンテナンス業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定期点検 ・ オンコール作業費 ・ 交換部品: 消耗品・X線管球を含まない部品費用は無償 ・ リモート診断サービス ・ フラットディテクタ交換費 <p>【作業時間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定期点検 (指定平日) 9:00~18:00 ※指定平日: 土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(毎年12月29日から1月4日ならびに5月1日)を除く平日 ・ 修理作業受付 (指定平日、その他の日) 0:00~24:00 ※指定平日: 土曜日、日曜日、祝日及び年末年始 (毎年12月31日から1月3日) を除く平日 <p>【契約外】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記作業時間以外の作業 ・ アプリケーション派遣費用、消耗品、シーメンス社製以外の付属品、X線管球 <p>【契約条件】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 受託者は、本契約期間中に、物価水準の上昇 (ヘリウム等資源、原材料、部品価格、輸送コストの高騰、為替相場の急激な変動を含む) により保守料金が不適当となったときは、委託者に事前に書面で通知のうえ協議し覚書を交し委託者受託者が同意したときに限り、保守料金を変更できる。 2 委託者は、相当の理由がある場合、1か月前までに受託者への予告通知をもって本契約を解約できる。 この場合、委託者は解約日までの保守料金、および解約金として契約残存期間を月割り(1か月未満は1か月に切り上げる)で計算した保守料金の10%に相当する金額を追加保守料金として受託者に支払う。但し、本装置更新のために、シーメンスより新たに装置を購入する場合、および保守業務の限界による解約の場合は、解約金の規定を適用しない。 3 保守対象装置の構成部品について製造元のサポートが終了した場合、後継部品への交換を行う場合がある。 この場合、後継部品の部品費用負担は保守業務対象区分一覧に定める通りとするが、本契約の内容に関わらず、後継部品への交換に伴い、当該後継部品にインストールされているソフトウェアのバージョンが変更となる場合は、当該ソフトウェア費用は本契約に含まれず、別途有償とする。

①機器名称	5.造影剤注入装置 (根本杏林堂)		
②対象装置	① CT用造影剤注入装置 ② CT用造影剤注入装置 ③ MR用造影剤注入装置 ④ ANGIO用造影剤注入装置	デュアルショットGX天井懸垂装置付 デュアルショットGX7天井懸垂装置付 ソニックショット7 PRESS Duo	シリアルNo : KCA41118 シリアルNo : KCA01180 シリアルNo : EMA10342 シリアルNo : CAA00448
③点検回数	年1回（点検予定月：10月）		
④契約内容	<p>«ネモトケアプラン» ①～③</p> <p>【対象メンテナンス業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精密点検、整備 ・保守、修理にかかる作業費、部品費 <p>«簡易ケアプラン» ④</p> <p>【対象メンテナンス業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精密点検、整備 <p>【作業時間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造元所定の休日、祝祭日、土曜日を除いた平日の9時～18時 <p>【契約外】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記作業時間以外の作業 ・④PRESS Duoの修理費用は有償対応となります。 ・他社製品、消耗品（シリンジ、チューブ等） ・天吊部材は他社製品となり、部品手配等が必要な場合は有償対応となります。 		

①機器名称	6. フラットディテクタ搭載X線TV装置 (シーメンスヘルスケア)	
②対象装置	LUMINOS Session	1式
③点検回数	年2回 (点検予定月: 8月、2月)	
④契約内容	<p>«定期点検・リモート診断メンテナンス»</p> <p>【対象メンテナンス業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定期点検 ・ リモート診断サービス <p>【作業時間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定期点検 (指定平日) 9:00~18:00 ※指定平日: 土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(毎年12月29日から1月4日ならびに5月1日)を除く平日 <p>【契約外】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記作業時間以外の作業 ・ オンコール作業費 ・ 交換部品 <p>【契約条件】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 受託者は、本契約期間中に、物価水準の上昇（ヘリウム等資源、原材料、部品価格、輸送コストの高騰、為替相場の急激な変動を含む）により保守料金が不適当となったときは、委託者に事前に書面で通知のうえ協議し覚書を交し委託者受託者が同意したときに限り、保守料金を変更できる。 2 委託者は、相当の理由がある場合、1か月前までに受託者への予告通知をもって本契約を解約できる。 この場合、委託者は解約日までの保守料金、および解約金として契約残存期間を月割り(1か月未満は1か月に切り上げる)で計算した保守料金の10%に相当する金額を追加保守料金として受託者に支払う。但し、本装置更新のために、シーメンスより新たに装置を購入する場合、および保守業務の限界による解約の場合は、解約金の規定を適用しない。 3 保守対象装置の構成部品について製造元のサポートが終了した場合、後継部品への交換を行う場合がある。 この場合、後継部品の部品費用負担は保守業務対象区分一覧に定める通りとするが、本契約の内容に関わらず、後継部品への交換に伴い、当該後継部品にインストールされているソフトウェアのバージョンが変更となる場合は、当該ソフトウェア費用は本契約に含まれず、別途有償とする。 	

①機器名称	7.X線テレビ装置 (島津製作所)	
②対象装置	SONIALVISION G4	1式
③点検回数	年2回 (点検予定月: 9月、3月)	
④契約内容	<p>«免責10万円»</p> <p>【対象メンテナンス業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期点検 ・オンコール修理対応 ・リモートメンテナンス ・定期交換部品(高圧パッキン、グリス、バッテリー) ・修理部品範囲: 単価10万円以下の部品を無償 <p>【作業時間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定平日 9:00~18:00 <p>※指定平日: 休日、祝日および受託者の休業日を除く月曜日から金曜日</p> <p>【契約外】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記作業時間以外の作業 ・消耗品 ・FPD ・以下の場合は本契約の対象から除外し、免責又は費用別請求とする。 <ol style="list-style-type: none"> ① 設置場所以外の場所へ装置を移動する場合 ② 本業務の範囲を超えて実施する、整備作業(オーバーホール) ③ 補用品(増感紙、X線管装置、I.I.装置、シンチレータ、撮像管、バッテリーなど)の供給 ④ 委託者の装置の設計・仕様の範囲を超える状況下で装置を使用したために、故障が生じた場合 ⑤ 装置の故障が、火災・洪水・地震・落雷等、天災に直接起因する場合 ・間接損害又は二次損害について受託者は責任を負わない。 	

①機器名称	8. フラットパネル (コニカミノルタヘルスケア)																						
②対象装置	<p>AeroDR (対象機器) 1式</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機種名</th> <th>号機</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>AeroDR 1012HQ</td> <td>51553、51554、51555</td> </tr> <tr> <td>AeroDR 1717HQ2</td> <td>51671、51672、51673、51674、51675、51676</td> </tr> <tr> <td>AeroDR PREMIUM 1417HQ</td> <td>457、458、459、460、462</td> </tr> <tr> <td>CS-7</td> <td>52618、52619、52620</td> </tr> <tr> <td>17インチLCDマルチタッチモニター2</td> <td>28548、28551、28553</td> </tr> <tr> <td>PACS-CL T2M カラーモニタ</td> <td>2188、2189、2190</td> </tr> <tr> <td>CS-7 Portable</td> <td>50810、50811、50812、50813</td> </tr> <tr> <td>AeroDRボックス</td> <td></td> </tr> <tr> <td>AeroDRアクセスポイント</td> <td></td> </tr> <tr> <td>AeroDRマルチサイズクリートル</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機種名	号機	AeroDR 1012HQ	51553、51554、51555	AeroDR 1717HQ2	51671、51672、51673、51674、51675、51676	AeroDR PREMIUM 1417HQ	457、458、459、460、462	CS-7	52618、52619、52620	17インチLCDマルチタッチモニター2	28548、28551、28553	PACS-CL T2M カラーモニタ	2188、2189、2190	CS-7 Portable	50810、50811、50812、50813	AeroDRボックス		AeroDRアクセスポイント		AeroDRマルチサイズクリートル	
機種名	号機																						
AeroDR 1012HQ	51553、51554、51555																						
AeroDR 1717HQ2	51671、51672、51673、51674、51675、51676																						
AeroDR PREMIUM 1417HQ	457、458、459、460、462																						
CS-7	52618、52619、52620																						
17インチLCDマルチタッチモニター2	28548、28551、28553																						
PACS-CL T2M カラーモニタ	2188、2189、2190																						
CS-7 Portable	50810、50811、50812、50813																						
AeroDRボックス																							
AeroDRアクセスポイント																							
AeroDRマルチサイズクリートル																							
③点検回数	年1回 (点検予定月: 12月)																						
④契約内容	<p>«フルサポートプラン»</p> <p>【対象メンテナンス業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期点検 ・オンコール作業費 ・交換部品: 消耗品 (UPS、ハブ等) を含まない部品費用は無償 ・コールセンター(24時間サービス) ・パネル補償サービス(年2回まで補償) *3回目以降は有償 <p>【作業時間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定平日 9:00~18:00 <p>※指定平日: 土曜、日曜、祝祭日、休日、年末年始を除く平日</p> <p>【契約外】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記作業時間以外の作業 ・年3回目以降のパネル補償 ・次の各号に該当するものは本契約の対象外とし、発生の都度委託者・受託者協議の上、実施するものとします。 <ol style="list-style-type: none"> ① 火災、風水害、地震、その他の天災地変、または不可抗力に起因する損傷の修復。 ② 取扱説明書に記載の注意事項、環境条件、取扱方法を逸脱した仕様に起因する損傷の修復。 ③ 受託者または受託者の指定する者以外による改造、修理に起因する損傷の修復。 ④ 受託者の指定以外の機器の追加、保守部品、消耗部品及び接続機器の仕様に起因する損傷の修復。 ⑤ 機器のオーバーホール、または設置場所の変更による機器の移動、据付、調整作業。 																						

①機器名称	9.一般撮影システム (キヤノンメディカルシステムズ)																																
②対象装置	<table border="1"> <thead> <tr> <th>装置名</th> <th>型式名</th> <th>製造番号</th> <th>撮影室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>X線高電圧装置</td> <td>KXO-50S/J2</td> <td>J2D0932266</td> <td rowspan="2">75撮影室</td> </tr> <tr> <td>天井走行式X線管保持装置</td> <td>DST-1000A/J1</td> <td>J1A0922445</td> </tr> <tr> <td>立位ブッキースタンド</td> <td>BS-02A/J2</td> <td>J2D1582071</td> <td rowspan="2">76撮影室</td> </tr> <tr> <td>X線高電圧装置</td> <td>KXO-80SS/N3</td> <td>N3B1582007</td> </tr> <tr> <td>天井走行式X線管保持装置</td> <td>DST-1000A/N1</td> <td>N1D1582514</td> <td rowspan="2">76撮影室</td> </tr> <tr> <td>立位ブッキースタンド</td> <td>BS-02A/J2</td> <td>J1I15Z4426</td> </tr> <tr> <td>昇降式ブッキー撮影台</td> <td>EBT-100A/J1</td> <td>J1I1592971</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				装置名	型式名	製造番号	撮影室	X線高電圧装置	KXO-50S/J2	J2D0932266	75撮影室	天井走行式X線管保持装置	DST-1000A/J1	J1A0922445	立位ブッキースタンド	BS-02A/J2	J2D1582071	76撮影室	X線高電圧装置	KXO-80SS/N3	N3B1582007	天井走行式X線管保持装置	DST-1000A/N1	N1D1582514	76撮影室	立位ブッキースタンド	BS-02A/J2	J1I15Z4426	昇降式ブッキー撮影台	EBT-100A/J1	J1I1592971	
装置名	型式名	製造番号	撮影室																														
X線高電圧装置	KXO-50S/J2	J2D0932266	75撮影室																														
天井走行式X線管保持装置	DST-1000A/J1	J1A0922445																															
立位ブッキースタンド	BS-02A/J2	J2D1582071	76撮影室																														
X線高電圧装置	KXO-80SS/N3	N3B1582007																															
天井走行式X線管保持装置	DST-1000A/N1	N1D1582514	76撮影室																														
立位ブッキースタンド	BS-02A/J2	J1I15Z4426																															
昇降式ブッキー撮影台	EBT-100A/J1	J1I1592971																															
③点検回数	年1回 (点検予定月：2月)																																
④契約内容	<p>«免費5万円»</p> <p>* 300検査人数/月以下を適用</p> <p>【対象メンテナンス業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期点検(定期交換部品を含む) ・オンコール作業費 ・点検時及び修理時に発生した修理部品については一品50,000円を超える場合は、差額を請求 ・部品交換の際、同等品(再整備部品含む)を使用することがある <p>【作業時間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定平日 9:00~17:30 ※指定平日：土曜日、日曜日、国民の休日及び年末年始を含む受託者指定の休日を除く平日 <p>【契約外】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記作業時間以外の作業 ・周辺機器及びメディア等消耗品 ・漏洩X線量測定 ・他社製品 ・X線管球 <p>【契約条件】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.次の各号に該当する本装置の不具合については、受託者及びメーカーは本契約における保守の責任を負わないものとする <ol style="list-style-type: none"> (1)火災、風水害、地震等の天災地変その他の不可抗力に起因する不具合 (2)メーカーが予め指定する設置条件、電源条件、環境条件を逸脱したことに起因する不具合及び本装置に対する取扱いの不備、委託者等の操作上の故意または過失により発生した不具合 (3)メーカー又はメーカーの指定する者以外による改造、修理等に起因する不具合 (4)メーカーが指定する以外の保守部品・記録媒体・消耗品等の使用に起因する不具合 (5)メーカーが指定する以外のハードウェア及びソフトウェアの追加、または契約対象物件を含むハードウェア及びソフトウェアの除去に起因する不具合 (6)本装置納入後1年を経過したソフトウェアの瑕疵による不具合 (7)記録媒体・消耗品類の保管不備に起因した不具合 (8)本装置及び本契約に伴い設置されたメーカー所有の機器が委託者等施設内のネットワークに接続された場合のマルウェア(悪意のあるソフトウェア)感染及び媒介 2.次の各号については本契約の対象外とし前項の不具合を含め、受託者は、委託者の依頼に基づき別途有償にて対応する <ol style="list-style-type: none"> (1)本装置のオーバーホール又は設置場所の変更に伴う本装置の移動、据付、調整 (2)ハードウェア及びソフトウェアの仕様変更及び消耗品の支給・交換 (3)本契約に医療事務処理用コンピュータが含まれる場合、医療事務処理用コンピュータに関しては、医療事務以外のオプションソフトウェアの支給及び交換 (4)本装置及び本契約に伴い設置されたメーカー所有の機器が委託者等施設内のネットワークに接続されマルウェア(悪意のあるソフトウェア)に感染した場合の検査、駆除 (5)契約外に記載の物品費用及びその交換作業費用 3.受託者が本契約に基づいて保守を行うために、委託者等が本装置を使用できることにより生ずる委託者等の逸失利益等の損害について受託者は責任を負わない 4.特殊な部品であるためメーカーが速やかに部品調達することが困難であったり、受託者の保守作業予定期間に委託者等が本装置を使用するなど委託者等側の事情が存在するなど、受託者にとってやむを得ない事由により保守の作業が遅延した場合、受託者は責任を負わない 5.受託者の保守に帰すべからざる事由により、本装置に含まれる記録装置に記録された内容が破壊または消失した場合、受託者は責任を負わないものとする 6.本契約に医療事務処理用コンピュータが含まれる場合、医療事務処理用コンピュータに関しては、受託者の部品供給責任は、本装置納入後5年間とし、当該期間を超える期間において供給不可能な場合であっても受託者は供給責任を負わない者とする 本装置納入後5年間とし、当該期間を超える期間において供給不可能な場合であっても受託者は供給責任を負わないものとする。 7.本契約に基づく修理・部品交換において、部品の製造中止等の場合における部品の調達についてまで保障するものではない 8.1.委託者または受託者は、相手方に対し、1か月前までに到達する書面による通知をもって、本契約を解約することができる。 この場合、委託者は受託者に対して、解約の効果が生じる日に属する月までの契約金額を支払う。 2.前項の規定にかかわらず、委託者はただちに本契約を解約することができる。 但し、この場合、委託者は受託者に解約の効果が生じる日の属する月までの契約金額のほか、契約金額の1か月相当額を支払う。 9.物価変動その他予期することのできない事由に基づく経済情勢の激変やメーカーの価格改定により、契約金額が不相当となった場合は別途協議の上、契約金額を変更することができる。 																																

①機器名称	10.乳房デジタルX線装置 (GEヘルスケア・ジャパン)							
②対象装置	Senographe Pristina(2D)	1式						
③点検回数	年1回 (点検予定月 : 10月)							
④契約内容	<p>«IntelligentSupportXRAY(24H)»</p> <p>【対象メンテナンス業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サポート業務 ・故障修復業務 ・点検整備業務 ・操作支援業務 ・iCenter (機器情報Web配信サービス) ・緊急リモート診断/リモートメンテナンスサービス ・FPD ・精度管理 (年1回) <p>【作業時間】</p> <table border="0"> <tr> <td>・訪問点検整備業務 (指定平日)</td> <td>9:00~22:00</td> </tr> <tr> <td>・故障修復業務 (指定平日、その他の日)</td> <td>0:00~24:00</td> </tr> <tr> <td>・カスタマーコールセンター対応</td> <td>24時間365日</td> </tr> </table> <p>※指定平日：土曜日、日曜日、祝日および年末年始(毎年12月30日から1月4日)を除く平日</p> <p>【契約外】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・X線管球 ・上記作業時間以外の作業 ・補用品、CD-Rメディア等の消耗品 ・他社製品及び契約外オプション品 <p>【契約条件】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.次のいずれかの事由に起因して必要となる本業務は保守契約に基づく保守の対象外となる。 但し、以下の項目のうち、メーカーが直る見込みがあると判断するものについては、メーカー所定の特別料金で行われることがある。 <ul style="list-style-type: none"> (1)火災、風水害、地震、落雷、津波その他天災地変等の不可抗力。 (2)受託者又は受託者が委託した者以外の者による本機器への改造、修理若しくはオーバーホール等。 (3)本機器の取扱上の注意事項及び関連する法令等に則った稼働環境又は使用方法を超えた状況での受託者又は受託者が委託した者以外の者による使用、取扱もしくは保管等(移設又は据付を含む)。 (4)本機器以外のもの(委託者による指示に基づき委託者が行った設計又は作成した仕様による機器を含む)又は本機器の設置環境から受けた障害等。 (5)本機器と互換性がない部品等を本機器に搭載したこと。 (6)委託者が本契約上の義務を履行しないこと。 (7)故障後直ちに連絡しないこと。 (8)受託者の承認しないソフトウェアの変更、修正又は修復。 (9)受託者の承認しないソフトウェアのバージョンアップ。 (10)データの消失又は変更。委託者は、委託者の費用と責任により再構築のためのファイル、データ、プログラム等のバックアップを維持保管しなければならない。 (11)ウイルスなどによる外部からの脅威。 (12)その他受託者の合理的な範囲の管理責任を超えた事由によること。 2.受託者が本契約に基づいて保守を行うために、病院等が本装置を使用できることにより生ずる病院等の逸失利益等の損害について受託者は責任を負わない。 3.特殊な部品であるためメーカーが速やかに部品調達することが困難であったり、受託者の保守作業予定期間中に病院等が本装置を使用するなど病院等側の事情が存在するなど、受託者にとってやむを得ない事由により保守の作業が遅延した場合、受託者は責任を負わない。 4.受託者の保守に帰すべきからざる事由により、本装置に含まれる記録装置に記録された内容が破壊または消失した場合、受託者は責任を負わないものとする。 5.本契約に医療事務処理用コンピュータが含まれる場合、医療事務処理用コンピュータに関しては、受託者の部品供給責任は、本装置納入後5年間とし、当該期間を超える期間において供給不可能な場合であっても受託者は供給責任を負わないものとする。 本装置納入後5年間とし、当該期間を超える期間において供給不可能な場合であってもメーカーは供給責任を負わないものとする。 6.本契約に翌営業日対応特約が含まれる場合、本業務を受け付けた翌営業日以降に故障修復業務を提供する場合がある。 7.本契約に年間点検管理契約が含まれる場合、本契約に基づく修理・部品交換において、部品の製造中止等の場合における部品の調達についてまで保障するものではない。但し、供給不能部品は事前の断り無く追加されることがある。 8.病院は自己の都合により本契約を解除することができない。但し、メーカーがやむを得ない事情があると書面により認めた場合は、この限りではない。 メーカーが本契約を解除することを認めた時において、12ヶ月換算の保守金額が300万円以上で、解約時の残期間が12ヶ月以上の場合は、病院はメーカーに残期間の保守料金の10%を支払うものとする。 (月中での解約は、1ヶ月分切り上げ) 9.クエンチが次の原因により発生した場合、受託者はクエンチ補償の責任を負わないものとする。 この場合、受託者が委託者の依頼を受けて 当該クエンチの修復業務を実施した場合、受託者はこれら修復業務に要する費用の全額を委託者に請求し、委託者は当該請求額を受託者に支払う <ul style="list-style-type: none"> (1)火災、風水害、地震、噴火等の天変地変その他の不可抗力に起因する場合 (2)乙が予め指定する設置条件、電源条件、環境条件を逸脱して使用したことに起因する場合 (3)本装置に対する取扱いの不備、甲の操作上の故意または過失及び人的強制クエンチによる場合 (4)その他甲の責に帰すべき事由に起因する場合 10.物価変動その他の予期することのできない事由に基づく経済情勢の激変やメーカーの価格改定により、契約金額が不相当となった場合は別途協議の上、契約金額を変更することができる。 		・訪問点検整備業務 (指定平日)	9:00~22:00	・故障修復業務 (指定平日、その他の日)	0:00~24:00	・カスタマーコールセンター対応	24時間365日
・訪問点検整備業務 (指定平日)	9:00~22:00							
・故障修復業務 (指定平日、その他の日)	0:00~24:00							
・カスタマーコールセンター対応	24時間365日							

①機器名称	11.核医学画像診断装置 (GEヘルスケア・ジャパン)
②対象装置	① 核医学画像診断装置 NM830 ② 核医学ワークステーション Xeleris 1式 1式
③点検回数	①年2回 (点検予定期: 9月、3月) ②年1回 (点検予定期: 3月)
④契約内容	核医学画像診断装置:NM830 <SmartCare+NUCLEAR> 【対象メンテナンス業務】 ・ カスタマーコールセンター対応 ・ 定期点検 ・ 修理作業部品: 定価50万円以下の部品 ・ InSite®BB (緊急リモート診断/リモートメンテナンスサービス) ・ iCenter (機器情報Web配信サービス) ・ TipVA (遠隔アプリケーショントレーニングサービス) 【作業時間】 ・ 訪問点検整備業務 (指定平日) 9:00~18:00 ・ 故障修復業務 (指定平日) 9:00~18:00 ・ カスタマーコール対応 24時間・365日 ・ ※指定平日: 土曜日、日曜日、祝日および年末年始(毎年12月30日から1月4日)を除く平日 【契約外】 ・ 上記作業時間以外の作業 ・ 定価50万円超の部品 ・ クリスタル ・ 消耗品 ・ 補用品、CD-Rメディア等 ・ 他社製品及び契約外オプション品 核医学ワークステーション : Xeleris <IntelligentSupport Xeleris> 【対象メンテナンス業務】 ・ 定期点検 ・ 緊急・予定修理対応 ・ 修理作業部品 ・ 補用品サポート ・ iCenter ・ アラジンサポート ・ リモートサービス ・ TipVA (遠隔アプリケーショントレーニングサービス) 【作業時間】 ・ 訪問点検整備業務 (指定平日) 9:00~22:00 ・ 故障修復業務 (指定平日、その他の日) 24時間・365日 ・ カスタマーコール対応 24時間・365日 ・ ※指定平日: 土曜日、日曜日、祝日および年末年始(毎年12月30日から1月4日)を除く平日 【契約外】 ・ 上記作業時間以外の作業 ・ 消耗品 ・ 補用品、CD-Rメディア等 ・ 他社製品及び契約外オプション品 【契約条件】 1.次のいずれかの事由に起因して必要となる本業務は保守契約に基づく保守の対象外となる。 但し、以下の項目のうち、メーカーが直る見込みがあると判断するものについては、メーカー所定の特別料金で行われることがある。 (1)火災、風水害、地震、落雷、津波その他の天災地変等の不可抗力。 (2)受託者は受託者が委託した者以外の者による本機器への改造、修理若しくはオーバーホール等。 (3)本機器の取扱上の注意事項及び関連する法令等に則った稼働環境又は使用方法を超えた状況での受託者は受託者が委託した者以外の者による使用、取扱もしくは保管等(移設又は据付を含む)。 (4)本機器以外のもの(委託者による指示に基づき委託者が行った設計又は作成した仕様による機器を含む)又は本機器の設置環境から受けた障害等。 (5)本機器と互換性がない部品等を本機器に搭載したこと。 (6)委託者が本契約上の義務を履行しないこと。 (7)故障後直ちに連絡しないこと。 (8)受託者の承認しないソフトウェアの変更、修正又は修復。 (9)受託者の承認しないソフトウェアのバージョンアップ。 (10)データの消去又は変更。委託者は、委託者の費用と責任により再構築のためのファイル、データ、プログラム等のバックアップを維持保管しなければならない。 (11)ウイルスなどによる外部からの脅威。 (12)その他受託者の合理的な範囲の管理責任を超えた事由によること。 2.受託者が本契約に基づいて保守を行うために、病院等が本装置を使用できることにより生ずる病院等の逸失利益等の損害について受託者は責任を負わないものとする。 3.特殊な部品であるためメーカーが速やかに部品調達することが困難であったり、受託者の保守作業予定期間に病院等が本装置を使用するなど病院等側の事情が存在するなど、受託者にとってやむを得ない事由により保守の作業が遅延した場合、受託者は責任を負わないものとする。 4.受託者の保守に帰すべき事由により、本装置に含まれる記録装置に記録された内容が破壊または消失した場合、受託者は責任を負わないものとする。 5.本契約に医療事務処理用コンピュータが含まれる場合、医療事務処理用コンピュータに関しては、受託者の部品供給責任は、本装置納入後5年間とし、当該期間を超える期間において供給不可能な場合であっても受託者は供給責任を負わないとする。 本装置納入後5年間とし、当該期間を超える期間において供給不可能な場合であってもメーカーは供給責任を負わないとする。 6.本契約に翌営業日対応特約が含まれる場合、本業務を受け付けた翌営業日以降に故障修復業務を提供する場合がある。 7.本契約に午前点検管理契約が含まれる場合、本契約に基づく修理・部品交換において、部品の製造中止等の場合における部品の調達についてまで保障するものではない。但し、供給不能部品は事前の断り無く追加されることがある。 8.病院は自己の都合により本契約を解除することができない。但し、メーカーがやむを得ない事情があると書面により認めた場合は、この限りではない。 メーカーが本契約を解消することを認めた時において、12ヶ月換算の保守料金額が300万円以上で、解約時の残期間が12ヶ月以上の場合は、病院はメーカーに残期間の保守料金の10%を支払うものとする。(月中での解約は、1ヶ月分切り上げ) 9.クエンチが次の原因により発生した場合、受託者はクエンチ補償の責任を負わないものとする。 この場合、受託者が委託者の依頼を受けて、当該クエンチの修復業務を実施した場合、受託者はこれら修復業務に要する費用の全額を委託者に請求し、委託者は当該請求額を受託者に支払う (1)火災、風水害、地震、噴火等の天災地変その他の不可抗力に起因する場合 (2)乙が予め指定する設置条件、電源条件、環境条件を逸脱して使用したことによる起因する場合 (3)本装置に対する取り扱いの不備、甲の操作上の故意または過失及び人の強制クエンチによる場合 (4)その他甲の責に帰すべき事由に起因する場合 10.物価変動その他予期することのできない事由に基づく経済情勢の激変やメーカーの価格改定により、契約金額が不相当となった場合は別途協議の上、契約金額を変更することができる。
⑤備考	本保守は、2022年1月1日から2027年3月31日(4年6ヶ月間)までの上記④契約内容記載の保守プランの継続を条件とする。よって発注者(加賀市医療センター)が中途での解約あるいは他のプランへの変更を希望した際に解約金等が発生した場合は、発注者の負担とする。